

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年10月19日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	5号機	燃料集合体チャンネルボックス上部の点検の一環として、使用済燃料集合体の点検を行っていたところ、2体のウォータ・ロッドの一部に曲がりがあることを確認した。当該事象の原因を調査。なお、当該使用済燃料は今後使用する予定はない。【平成24年10月17日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2012/pdf/24101701p.pdf 平成24年12月13日再審議にてグレード変更G II → G I (これまでの調査で、燃料棒同士の接触を確認したことを踏まえ、本件を実用炉規則に基づき報告すべき事象と判断したことから、是正措置・予防措置を確実に実施すべき重要な事象と判断した。【平成24年12月12日公表済み】) http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1223601_1834.html	G III 以下

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 10件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	サービス建屋ホットラボ送風機(B)電動機の点検時、各部寸法の判定許容値逸脱を確認した。当該電動機を修理。	
2	1号機	化学用カウンティング室空調機冷却水入口弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
3	2号機	タービン補機冷却海水系ポンプの点検時、分解部品の浸透探傷検査において指示模様を確認した。当該事象の影響を評価。	
4	3号機	低電導度廃液系サンプルポンプ吐出側にある復水貯蔵槽側絞り弁のグランド部から微量な水の滴下を確認した。当該グランド部を点検・修理。	
5	6号機	原子炉区域/タービン区域排風機(D)の点検時、回転軸、羽根車の嵌合部に傷がついていることを確認した。当該回転軸等を修理。	
6	その他	154kV開閉所にある空気圧縮機No. 1用電動機の点検時、各部寸法の判定許容値逸脱を確認した。当該電動機を修理。	
7	その他	154kV開閉所にある空気圧縮機No. 1用電動機の点検時、コイルの一部に腐食を確認した。当該コイルを修理。	
8	その他	南側66kV開閉所にある空気圧縮機No. 1用電動機の点検時、各部寸法の判定許容値逸脱を確認した。当該電動機を修理。	
9	その他	水処理建屋にある硫酸貯槽の液位スイッチに不具合(貯槽の液抜きをした後も液位低の警報が報知されない)を確認した。当該液位スイッチを点検・修理。	
10	その他	大湊側焼却設備廃活性炭の焼却を行っていたところ、自動洗浄工程の異常により停止したことを確認した。当該事象の原因を調査。	